

第六十三号様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 千葉県中央県税事務所長 様		金融機関コード					
		〒		(電話)			
代表者氏名		本店所在地					
		(ふりがな)					
		法人名					
		印		この届出に应答する係及び氏名			
県民税利子割に関する納入申告等の届出書 千葉県県税条例第27条の規定により、次のとおり届け出ます。							
届出事由		1. 新設 2. 異動 3. 廃止 4. 利子等の種別の変更					
新設等年月日		年月日		異動事由			
営業所等	所在地		電話 ()				
	(ふりがな)						
店舗名 [店舗コード]		[]					
支払をする利子等の種類及びその納入方法等	利子等の種類	納入方法	一括納入の事務を行う営業所等				
			店舗名 (店舗コード)	所在地			
	1 特定公社債以外の公社債の利子	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	2 銀行預金利子	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	4 勤務先預金等の利子	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	5 合同運用信託の収益の分配	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	7 郵便貯金利子	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	8 国外一般公社債等の利子等	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	14 定期積金の給付補てん金	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	15 掛金の給付補てん金	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	16 抵当証券の利息	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()		
18 外貨建預貯金等の為替差益	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()			
19 一時払養老保険・一時払損保等の差益	1. 一括 2. 個別	[]	〒	電話 ()			

(裏)

県民税利子割に関する申告納入等の届出書 記載の手引

1. この届出書は、利子等の支払の事務（利子等の支払に関連する事務を含みます。）を行う営業所等(以下「営業所等」といいます。)を千葉県内に新たに設けた場合は当該営業所等を設けた日から15日以内に、既に設けている営業所等に係る届出事項に変更を生じた場合又は当該営業所等を廃止した場合は遅滞なく千葉県中央県税事務所長に提出してください。
2. 「金融機関コード」欄
金融機関共同コード管理委員会による統一金融機関コードが付番されている金融機関に限り、当該統一金融機関コード（証券会社にあつては、日本証券業協会による業界コードの「証券会社番号」）を記載してください。
3. 「届出事由」欄
届出の事由について、該当する項目の番号を○印で囲んでください。
 - (1) 新設：千葉県内に営業所等を新たに設けた場合
 - (2) 異動：営業所等の所在地又は店舗名等を変更した場合
 - (3) 廃止：営業所等を廃止した場合
 - (4) 利子等の種別の変更：営業所等において支払をする利子等の種類又は納入方法（6及び7を参照してください。）を変更した場合
4. 「新設等年月日」及び「異動事由」欄
届出事由の発生した日を記載してください。なお、「利子等の種別の変更」の場合は、利子等の納入開始年月日を記載してください。また、「異動事由」欄は、営業所等の所在地又は店舗名等の変更の場合にのみ記載してください。
5. 「営業所等」欄
届出事由の発生した営業所等の店舗名及び所在地を記載してください。また、「店舗コード」欄は、金融機関共同コード管理委員会による統一番号が付番されている営業所等に限り、当該統一店番号（証券会社にあつては、日本証券業協会による業界コードの「証券会社店舗番号」）を記載してください。
6. 「利子等の種類」欄
支払をする利子等について、該当する種類の番号に○印で囲んでください。なお、届出事由が「異動」又は「廃止」の場合は、記載する必要はありません。
7. 「納入方法」欄
納入の方法について、該当する項目の番号を○印で囲んでください。なお、届出事由が「異動」又は「廃止」の場合は、記載する必要はありません。
 - (1) 一括：千葉県内に有する営業所等で徴収した利子割を本店又は千葉県内の主たる営業所等から一括して納入する方式
 - (2) 個別：千葉県内に有する営業所等で徴収した利子割を当該営業所等ごとに納入する方式
8. 「一括納入の事務を行う営業所等」欄
この欄は、一括納入の方法を選択した場合に、当該一括納入の事務を行う営業所等の店舗名及び所在地等を記載してください。なお、「店舗コード」欄の記載については、5に掲げる「店舗コード」欄の記載の方法と同じです。